

## 鹿屋市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿屋市ホームページのページデザイン、アクセシビリティ及びユーザビリティの保持を目的として、鹿屋市ホームページ広告掲載要領（平成19年7月25日。以下「要領」という。）第5条に規定するバナー広告の掲載基準を定めるものである。

(広告掲載ページ及び枠数)

第2条 広告掲載ページはトップページ及び市民の皆様へ、事業者の皆様へ、観光情報、市政情報、各課のページの6ページとし、10枠を基本とする。ただし、広告希望が10枠を超える場合は、必要に応じて枠数は増やすことができる。

(サイズ、容量、画像形式等)

第3条 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 容量 6KB以下
- (3) データ形式

ア GIF（アニメGIF可、透過GIF不可）

GIFアニメーションを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- ・ コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- ・ 画面の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- ・ その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

イ JPEG

ウ PNG

- (4) ALT属性 テキストデータ全角20文字以下（「広告：」で始めること）
- (5) 解像度 適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること

(禁止表現)

第4条 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）。

（市の掲載情報との区別）

第5条 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 鹿屋市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」「教育相談」などの市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が鹿屋市の事業と誤解しやすいもの。

（色調）

第6条 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) 金銀色、蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこととする。

附 則

この基準は、平成19年7月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から施行する。